

静岡市

# 工事等事故報告マニュアル

(受注者用)

【 令和6年4月 】

静岡市 技術政策課、契約課

＝目次＝

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 2 報告の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 3 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 【別紙1】工事等事故速報・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ
- 4 建設工事事故データベースシステムについて・・・・・・ 5ページ

## 1 目的

このマニュアルは、静岡市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び建設工事に類する委託※（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、**事故の報告**等に関する**手続**について、必要な事項を定める。

※建設工事に類する委託：樹木剪定業務委託、道路構造物復旧業務委託、舗装復旧業務委託、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託、修繕業務 等

## 2 報告の対象

事故発生時の報告は、次のものを対象とする。

### (1) 労働災害

工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するもの）した事故

### (2) もらい事故

第三者の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故

### (3) 負傷公衆災害

工事等の作業が原因で、第三者が死亡又は負傷した事故

### (4) 物損公衆災害

工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故

### 3 事故の報告



#### # 受注者がすべきこと

- ⇒ 救護
- ⇒ 被害拡大を防止
- ⇒ 現場の安全を確保するための緊急の措置
- ⇒ 事故の連絡、報告

連絡：直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡

報告：口頭または文書により、監督員等に報告

提出：事故概要をまとめ、工事等事故速報（別紙1）を提出

#### 【発注者（市）がすべきこと】

受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに報告を行うものとする。

(1) 受注者から事故の報告を受けた場合は、所管課長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。

また、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合は、広報課と即時公表について協議すること。

(2) 受注者から工事等事故速報による事故の報告があった場合は、契約課、技術政策課と協議し、事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件であるか又はその疑いがあるかを三者で判断する。

※この様式は、静岡市ホームページに掲載しています。

『工事等事故速報』で検索し、エクセルファイルをダウンロードしてください。

別紙 1

事 故 速 報 (第 報)						
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)				
年 月 日 時 分受信						
発信者					受信者	
事故発生月日	年 月 日 ( )			時 分	天候(温度)	
事故発生場所						
工事名						
工期	年 月 日 から		契約区分		本 官 ・ 分任官	
	年 月 日 まで					
受注者名						
事 故 の 内 訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)
事 故 の 概 要	※事故の原因、経緯、処置等					
	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の概要（箇条書き）</li> <li>・ 被災状況（事実のみ記載、憶測で記載しない）</li> <li>・ 事故後の対応（時系列で整理する）</li> <li>・ 事故原因（事実の内容と憶測を混同しないよう注意）</li> </ul> </div>					
備 考	※関係機関（労働基準監督署、警察署等）対応状況 ・被災者の装備、自然環境の状況（河川水位等） ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等					

※ ①事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。  
 ②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

## 4 建設工事事故データベースシステム（SAS）

受注者ならびに発注者は、国土交通省が所管するSASへの登録が必要な事故が発生した場合（建設工事のみ）は、速やかに所定の手続を行う。

### SAS への登録の対象となる事故

建設工事での事故において、

- ・死亡又は休業4日以上を負傷（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害）
- ・第三者の死傷に繋がる可能性が高かった事故（物損公衆災害）

※SAS への登録の詳細については SAS サイト内「建設工事事故データベースシステムのガイドライン」を参照すること。

WEB サイト：<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

### SAS の定義及び目的

国土交通省では平成4年度に策定した「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を踏まえ、平成5年度に「事故データベース」の構築を行い、各機関への通知に基づき公共事業における一定規模以上の事故のデータを集積している。このデータベースを「建設工事事故データベース」、そのシステムを「SAS (Safety Analysis System)」という。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しており、国・県・政令指定都市及び公団等は一定規模以上の事故の登録を義務付けられている。